## 前払金及び中間前払金に関する特約条項

(前金払)

- 第1条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に 規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期 限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発 注者に寄託して、請負代金額の10分の4を超えない範囲内で1億円を限度とする額(当該限度額に 10万円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)の前払金の支払いを発注者に請求す ることができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払 わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、次に掲げる要件をすべて満たす場合に おいて、中間前金払に関し保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、 請負代金額の10分の2を超えない範囲内で5千万円を限度とする額(当該限度額に10万円未満の端 数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)の中間前払金の支払を発注者に請求することができ る。この場合において、前項の規定を準用する。
- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金 払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったとき は、直ちに調査を行い、当該調査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が増額された場合において、その増額が増額前の請負代金額の2割を超えるときは、その増額後の請負代金額の第1項に規定する限度額(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは同項に規定する限度額)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金又は中間前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が減額された場合において、その減額が減額前の請負代金額の2割を超え、かつ、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著し く不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。た だし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者 に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定に基づき、これを所管する大臣が告示により定めた率で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第2条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更し

たときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を 保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の返環)

- 第3条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金を、直ちに発注者に 返還しなければならない。
  - (1) 保証契約が解約されたとき
  - (2) 前条の規定に違反したとき
- 2 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該返還額につき前払金の支払いの日から返還の日までの期間に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき、これを所管する大臣が告示により定めた率で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を利息として納付しなければならない。(前払金の使用等)
- 第4条 受注者は、前払金をこの工事に必要な経費以外の支払いに充当してはならない。 (部分払の限度額)
- 第5条 削除

(部分引渡しに係る請負代金)

第6条 削除

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第7条 削除

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第8条 削除

(前払金の不払に対する工事中止)

- 第9条 受注者は、発注者が第1条、第5条又は第6条において準用される契約約款第33条の規定に 基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしない ときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、 その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(解除に伴う措置)

第10条 契約約款第45条第1項の場合において、第1条(第7条において準用する場合を含む。)の規定による前払金及び中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額を契約約款第45条第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が契約約款第39条又は第40条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金及び中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に基づき、これを所管する大臣が告示により定めた率で計算した額の利息を付した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を、解除が契約約款第38条、第42条または第43条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

(進用)

第11条 第2条から第9条までの規定は、中間前金払について準用する。